

平成 28 年 2 月 5 日

岐阜県行政書士会  
ご担当者 様

農地転用許可日等について

お世話になっております。  
岐阜県農政部農村振興課の谷津と申します。

別添「平成 28 年 2 月 5 日付け農村第 851 号」のとおり、農村振興課長から岐阜県行政書士会大橋会長様へご依頼させていただきます。

来年度から、各農業委員会への農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日が変更される市町村がありますので、ご了知願います。許可日等の日付の詳細は、各農業委員会の窓口に設置してある日付等を記入した「別紙」(本依頼通知に様式を添付しております)をご確認ください。なお、各農業委員会により別紙の様式が一部変更されている場合がありますのでご了承ください。  
上記旨を貴会員に周知していただくようご協力をお願いします。

ご不明な点等があれば、下記までご連絡ください。

お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

岐阜県農政部農村振興課  
058-272-1111 (内線:2667)  
担当:谷津

農村第851号  
平成28年2月5日

岐阜県行政書士会  
会長 大橋 一成 様

岐阜県農政部農村振興課長



農地転用許可日等について（依頼）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。

それに伴い、来年度から、各農業委員会への農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日が変更される市町村がありますので、ご了知願います。日付等の詳細は、各農業委員会の窓口に設置してある日付等を記入した別紙をご確認ください。

上記旨を貴会員に周知していただくようご協力をお願いします。

農村振興課農地利用調整係			
係長	松井	担当	谷津
電話	058-272-1111 (内線:2667)		

### 平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における本〇〇農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等が下記のとおりとなりましたので、ご了承願います。

なお、このことについて、岐阜県農政部農村振興課から岐阜県行政書士会にお知らせしていることを申し添えます。

〇〇農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	許可予定日
平成28年4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成29年1月			
2月			
3月			

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。

### 平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における本〇〇農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等が下記のとおりとなりますので、ご了承ください。

なお、このことについて、岐阜県農政部農村振興課から岐阜県行政書士会にお知らせしていることを申し添えます。

〇〇農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	転用面積30a以下	転用面積30a超
			許可予定日	許可予定日
平成28年4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
平成29年1月				
2月				
3月				

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。

27農委第204号の2  
平成28年2月2日

岐阜県行政書士会  
会長 大橋 一成 様

大垣市農業委員会  
会長 岩井 豊太郎

農地転用許可日等について（依頼）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。

それに伴い、来年度から、農地転用許可日が別紙「平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について」のとおり変更されますので、ご承知願います。

なお、その旨貴会員に周知していただくようご協力をお願いします。

〔お問い合わせ先：大垣市農業委員会事務局 主幹：矢野 担当：森  
電話：47-8614〕

## 平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における大垣市農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等が下記のとおりとなりますので、ご了承願います。

なお、このことについて、岐阜県農政部農村振興課から岐阜県行政書士会にお知らせしていることを申し添えます。

大垣市農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	転用面積30a以下 許可予定日	転用面積30a超 許可予定日
平成28年4月	20日	5日	14日	14日
5月	20日	6日	17日	17日
6月	20日	6日	14日	14日
7月	20日	5日	14日	14日
8月	22日	5日	18日	18日
9月	20日	5日	14日	14日
10月	20日	5日	14日	14日
11月	21日	7日	14日	14日
12月	20日	2日	13日	13日
平成29年1月	20日	5日	18日	18日
2月	20日	6日	14日	14日
3月	21日	6日	14日	14日

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。

池農委第 22 号  
平成 28 年 2 月 5 日

岐阜県行政書士会  
会長 大橋 一成 様

池田町農業委員  
会長 松井



農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

それに伴い、来年度から池田町農業委員会への農地転用許可申請書の提出期限等を別紙の通り変更致します。

上記旨を貴会員に周知していただくようご協力をお願いいたします。

池田町農業委員会事務局  
担当 富田  
Tel.0585-45-3111(内線 252)

## 平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における本池田町農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等を下記のとおりとしますので、ご了承ください。

池田町農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	転用面積30a以下 許可予定日	転用面積30a超 許可予定日
平成28年4月	3月15日	3月28日	4月15日	4月15日
5月	4月15日	4月28日	5月18日	5月18日
6月	5月16日	5月31日	6月15日	6月15日
7月	6月15日	6月30日	7月15日	7月15日
8月	7月15日	7月29日	8月19日	8月19日
9月	8月15日	8月31日	9月15日	9月15日
10月	9月15日	9月30日	10月17日	10月17日
11月	10月17日	10月31日	11月15日	11月15日
12月	11月15日	11月30日	12月14日	12月14日
平成29年1月	12月15日	12月26日	1月19日	1月19日
2月	1月16日	1月31日	2月15日	2月15日
3月	2月15日	2月28日	3月15日	3月15日

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。